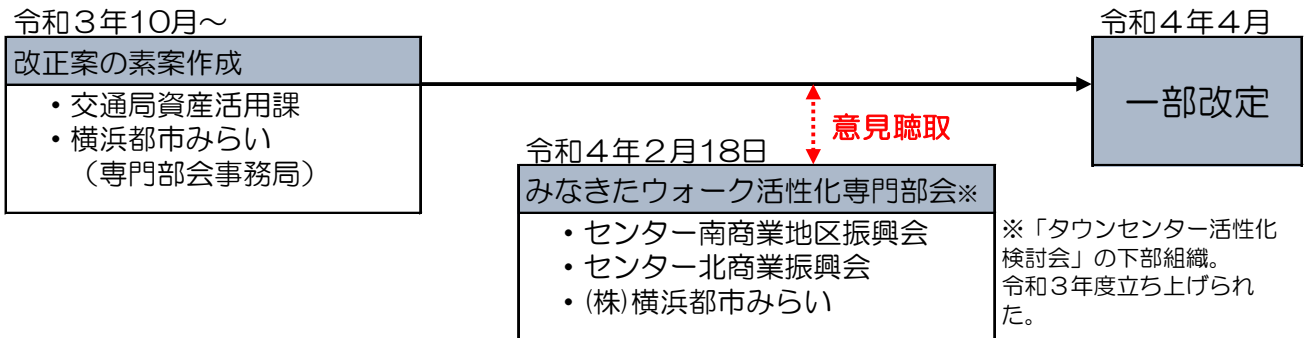


市営地下鉄センター南北駅間高架下等有効活用基本構想 改正概要

1 検討のプロセス



2 主な変更点

(1) 『「基本構想」策定の趣旨』の整理

- ・タウンセンターや交通局を取り巻く状況等についての時点修正
- ・基本構想の「位置付け」「対象範囲」を明確化

(2) 活用のイメージの明確化

	改正前	改正後
エリア分け	全体・駅付近・駅間	全体・駅構内・駅至近・駅間
有効活用のイメージ	キーワードを羅列	エリアの特性別に求められる機能の違いを明文化 良い活用実績の写真で活用イメージを明確化
ゾーニング	—	各エリアに対応するゾーニングイメージを策定
景観ルール等	—	賑わい形成のために店舗運営ルール等を記載

(3) 事業者決定時の意見聴取先の変更

改正前	改正後
センター南地区商業振興会 会長 センター北商業振興会 会長	みなきたウォーク活性化専門部会 (両商業振興会会長+横浜都市みらい役員)

(4) その他改正

- ・定期借地契約の満期を見据え、テナントの入れ替え・更新の扱いを記載
- ・事業者からの活用提案の際に必要な資料を記載
- ・高架下の活用方法の一つとして、道路用地を提供していることをコラムとして記載
- ・都筑区民文化センターの開業と周辺の活用について、コラムで紹介

3 施行日

令和4年4月1日 改正